記
税理士　澤田　規晶　昭和32年８月27日生
税理士名簿登録番号　第103577号
税理士事務所　大阪府大阪市中央区南本町３丁目３番25―3102号
住所　兵庫県宝塚市雲雀丘１丁目７番40号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成29年１月19日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　渋谷　一幸　昭和35年５月４日生
税理士名簿登録番号　第117112号
税理士事務所　長野県塩尻市大字広丘吉田581番地130
住所　長野県塩尻市大字広丘吉田581番地130

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年１月18日から８月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　鈴木　信之　昭和20年３月29日生
税理士名簿登録番号　第26447号
税理士事務所　東京都新宿区西新宿４丁目32番13号西新宿フォレスト・アネックス508
住所　東京都渋谷区代々木３丁目32番２号東海方

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年１月17日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　高田江身子　昭和48年６月９日生
税理士名簿登録番号　第117745号
税理士事務所　埼玉県さいたま市大宮区大門町３丁目147番地１ライオンズマンション大宮大門町503号
住所　埼玉県さいたま市大宮区大門町３丁目147番地１ライオンズマンション大宮大門町503号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年１月18日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　田中　正仁　昭和31年11月20日生
税理士名簿登録番号　第80146号
税理士事務所　東京都八王子市越野350番地
住所　東京都八王子市越野350番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成29年１月17日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　田中　寛　昭和39年２月21日生
税理士名簿登録番号　第83685号
税理士事務所　大阪府八尾市西山本町５丁目１番14号
住所　大阪府八尾市西山本町５丁目１番14号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年１月18日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　東條　公則　昭和37年11月25日生
税理士名簿登録番号　第72171号
税理士事務所　東京都八王子市元本郷町３丁目25番３号
住所　東京都八王子市元本郷町３丁目25番３号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年１月18日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　中塚　正一　昭和４年３月１日生
税理士名簿登録番号　第120267号
税理士事務所　岩手県久慈市夏井町大崎第14地割21番地４
住所　岩手県久慈市夏井町大崎第14地割21番地４

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び同法第46条の規定に基づき、平成29年１月18日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　林　正明　昭和27年６月15日生
税理士名簿登録番号　第58511号
税理士事務所　東京都杉並区井草５丁目６番８号ドバシゴールデンハイツ103
住所　東京都練馬区東大泉５丁目35番８号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年１月20日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　前田　守穂　昭和７年７月17日生
税理士名簿登録番号　第24536号
税理士事務所　東京都練馬区練馬４丁目24番17号
住所　東京都練馬区練馬４丁目24番17号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年１月18日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　三田　優徳　昭和37年11月３日生
税理士名簿登録番号　第102087号
税理士事務所　東京都中野区本町１丁目２番12号
住所　東京都中野区中野３丁目26番16号ＡＢ・1203

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成29年１月20日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　村上　康二　昭和40年５月７日生
税理士名簿登録番号　第79513号
税理士事務所　北海道札幌市中央区北２条西14丁目３番地
住所　北海道札幌市中央区円山西町２丁目７番25号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年１月18日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　安村　嘉夫　昭和37年８月７日生
税理士名簿登録番号　第76936号
税理士事務所　東京都豊島区駒込１丁目31番２号
住所　埼玉県草加市氷川町353番地２

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年１月18日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　龍前　篤司　昭和30年３月28日生
税理士名簿登録番号　第76480号
税理士事務所　東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目８番11号第３宮廷マンション207号室
住所　埼玉県熊谷市曙町４丁目106番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年１月19日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成29年１月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　渡邉　武司　昭和46年４月21日生
税理士名簿登録番号　第102602号
税理士事務所　茨城県神栖市息栖2651番地５
住所　茨城県神栖市息栖2651番地５